

原議保存期間	5年(令和11年3月31日まで)
有効期間	一種(令和11年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁組織犯罪対策部長
各道府県警察本部長
各方面本部長
殿

警察庁丁組一発第105号
令和6年3月1日
警察庁刑事局組織犯罪対策部
組織犯罪対策第一課長

漁港施設等活用事業からの暴力団排除の推進について（通達）

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律(令和5年法律第34号)により漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)が改正され、同法の題名が漁港及び漁場の整備等に関する法律(以下「法」という。)に改められるとともに、漁港施設等活用事業の実施に関する計画(以下「実施計画」という。)を認定するための漁港水面施設運営権の設定に係る欠格事由に暴力団排除条項が整備され、令和6年4月1日に施行されることから、各都道府県警察にあつては、都道府県及び市町村との緊密な連携の下、下記のとおり運用し、漁港施設等活用事業からの暴力団排除の推進に努められたい。

なお、本件に関しては、水産庁長官から「漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行について(通知)」(令和6年1月31日付け5水港第2371号)が発出されているので、参考とされたい。

記

1 概要

長期的かつ計画的な行政財産の活用を図る漁港施設等活用事業の実施を推進するための制度を創設した法において、実施計画を認定するための漁港水面施設運営権の設定に係る欠格事由(法第51条)に暴力団排除条項が整備されたもの。

2 排除対象者

- (1) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
- (2) 法人であつて、その業務を行う役員のうち暴力団員等に該当する者があるもの
- (3) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- (4) 法人であつて、その者の親会社等(その法人の経営を実質的に支配することが可能となる関係にある法人として政令で定めるものをいう。)が2(2)又は(3)に該当するもの

3 都道府県警察の対応

(1) 照会に対する回答

漁港水面施設運営権の設定、移転の許可若しくは存続期間の更新を申請しようとする者又は漁港水面施設運営権者が、2の排除対象者に該当するか否かについて確認する必要が生じた場合は、漁港管理者である都道府県又は市町村の担当課の長(以下

「都道府県等担当課長」という。) から警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策を主管する課等の長(以下「暴力団対策主管課長等」という。)に対して照会が行われることから、照会を受けた暴力団対策主管課長等は、「暴力団排除等のための部外への情報提供について」(令和6年2月26日付け警察庁丙組組一発第26号)に基づき、適切に対応すること。

また、文書により回答する場合には、別記様式第1号「回答書」を使用すること。

(2) 通知

暴力団対策主管課長等は、3(1)による照会のほか、漁港水面施設運営権者等(法人である場合は、役員等も含む。)が、2の排除対象者に該当する事実を把握した際は、都道府県等担当課長に対する積極的な通知を行うこと。

なお、文書により通知を行う場合には、別記様式第2号「通知書」を使用すること。

4 保護対策

都道府県又は市町村の担当課の職員等関係者に対する危害が予想される場合には、有事の際の対応要領等について、適切な助言、指導等を行うとともに、関係者の保護等必要な措置を講ずること。

別記様式は省略